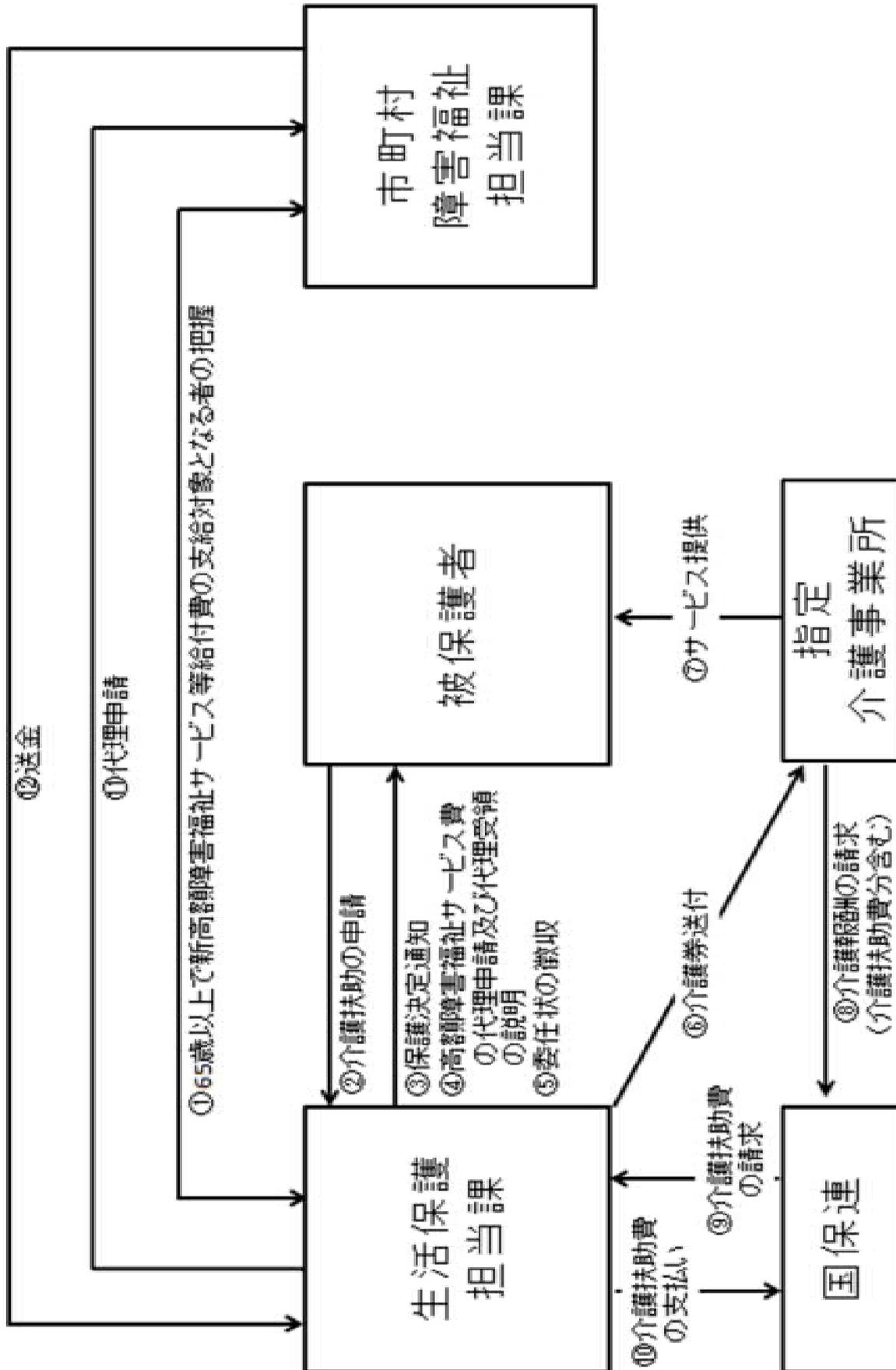


【代理受領の流れ（イメージ）】



※上記はあくまでイメージ図であり、自治体の運用により変更しても差し支えない

3 【参考】代理受領に係る委任状例

## 委任状

私は、下記の者に対して、私に支給される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第六項に規定される高額障害福祉サービス等給付費について、私に代わって受領し、かつ、受領した額を〇〇市に納入することを委任します。

記

(受任者)

〇 〇 市 長

令和 年 月 日

(委任者)

住 所

氏 名

印

## 第6 高額障害福祉サービス等給付費等と高額介護（予防）サービス費【年額】及び高額医療合算介護サービス費との併給調整について

### 1 併給調整の原則

平成29年8月1日より、介護保険法に基づく高額介護（予防）サービス費の見直しが行われ、新たに、自己負担額の年間（前年の8月1日から7月31日までの間）の合計額に対して負担上限額が設定された。

これに伴い、高額障害福祉サービス等給付費（新高額障害福祉サービス等給付費を含む。）並びに高額障害児入所給付費及び高額障害児通所給付費（以下「高額障害福祉サービス等給付費等」という。）の算定に係る規定を見直し、

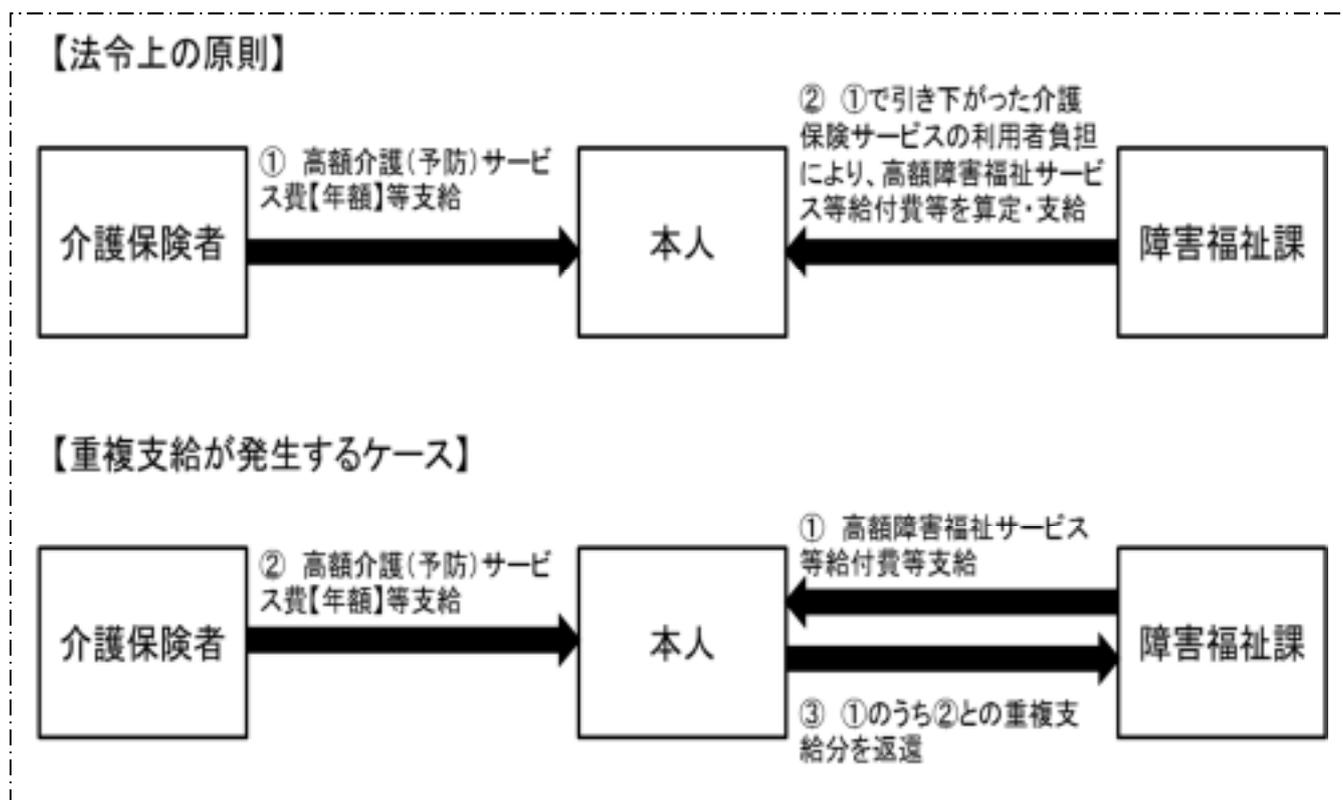
- 新たに設定される年間の自己負担額の上限額を超えることにより支給される高額介護（予防）サービス費（以下「高額介護（予防）サービス費【年額】」という。）
- 介護保険法に基づく高額医療合算介護サービス費を併給調整の対象とすることとした。

#### 【重複支給が発生するケースについて】

高額介護（予防）サービス費【年額】及び高額医療合算介護サービス費（以下「高額介護（予防）サービス費【年額】等」という。）の対象者であって、なおかつ高額障害福祉サービス等給付費等の対象である者は、上記の併給調整の規定により、高額介護（予防）サービス費【年額】等による介護保険サービスの利用者負担の償還を受けてもなお残る利用者負担について、高額障害福祉サービス等給付費等において償還するものである。

高額障害福祉サービス等給付費等が月額単位の利用者負担を合算して給付費を算定する一方、高額介護（予防）サービス費【年額】等は、前年8月1日から7月31日までの間の利用者負担分を合算して給付費を算定するため、高額障害福祉サービス等給付費等による償還を先に受けた場合、高額介護（予防）サービス費【年額】等による償還分との重複支給が生じることがある。この重複支給分については、高額障害福祉サービス等給付費等の実施主体である市町村又は都道府県（以下「市町村等」という。）が、重複支給を受けた利用者から返還を求める必要がある。

なお、高額介護（予防）サービス費【年額】等の支給後に高額障害福祉サービス等給付費等の支給を行う場合は、高額介護（予防）サービス費【年額】等による償還額を反映させた介護保険サービスの利用者負担を用いて高額障害福祉サービス等給付費等を算定する必要がある。その際には、重複支給が発生することはないので、事後的な返還請求を行う必要はない。



## 2 重複支給分の取扱いについて

高額介護（予防）サービス費【年額】等の対象者であって、なおかつ高額障害福祉サービス等給付費等の対象である者については、前述の理由により、高額介護（予防）サービス費【年額】等における介護保険サービスの利用者負担の償還を優先して受ける必要がある。

ただ、法令上は必ずしも、高額障害福祉サービス等給付費等の支給を、高額介護（予防）サービス費【年額】等の支給後に行うことを要請しているものではない（従来どおり毎月支給を行うことを妨げるものではない）。

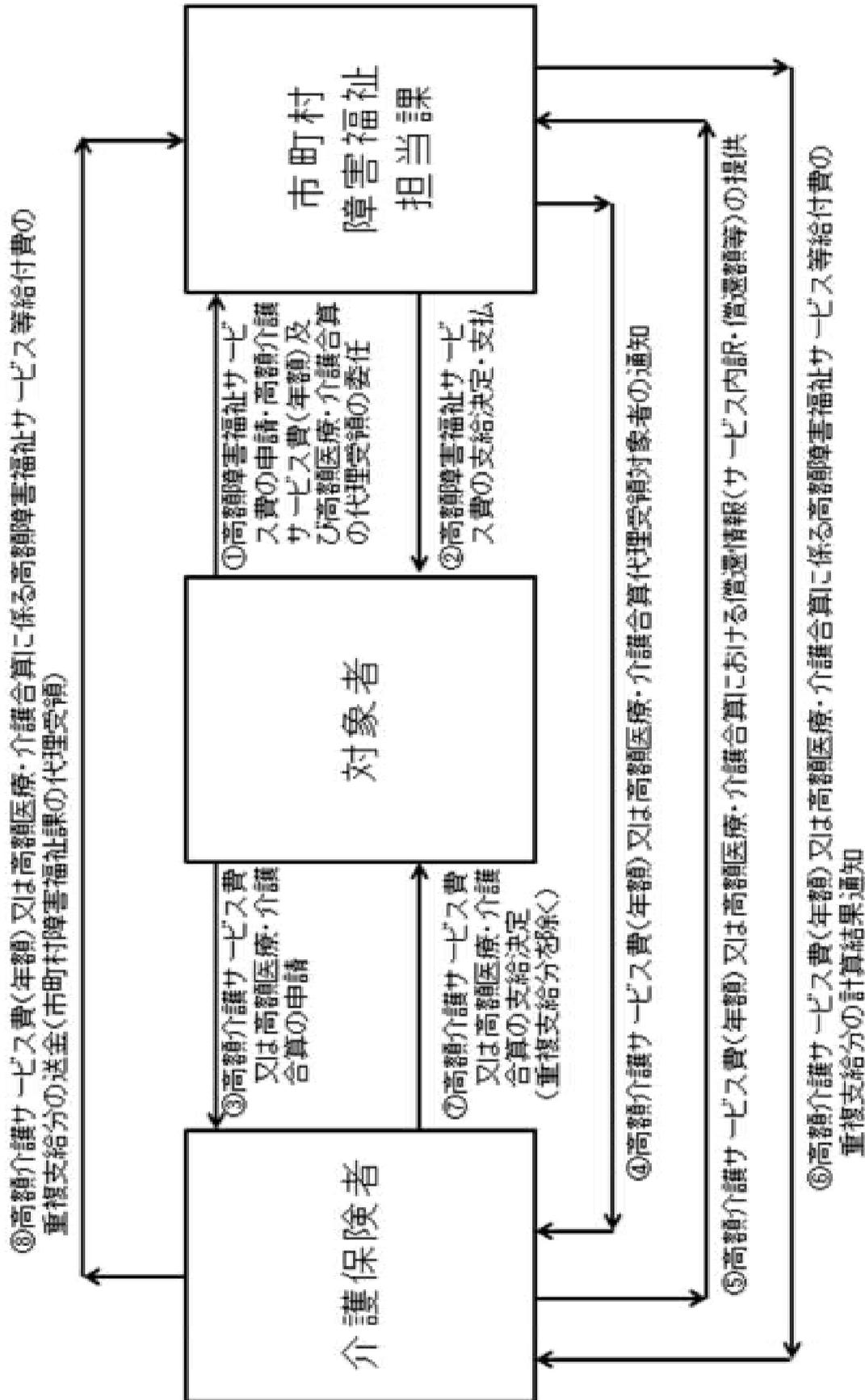
そのため、高額介護（予防）サービス費【月額】等と高額障害福祉サービス等給付費等との併給調整の手法については、各市町村等における運用等に基づき判断されたいが、高額障害福祉サービス等給付費等の支給を先行して行う場合の取扱いについては、以下を参考にされたい。

### 【重複支給分の返還について】

高額介護（予防）サービス費【年額】等と高額障害福祉サービス等給付費等の支給によって、重複支給が発生した場合は、受給者本人から委任を受けた上で、高額介護（予防）サービス費【年額】等のうち重複支給分を、障害福祉担当部局（課）が介護保険担当部局（課）から直接受け取る（代理受領）を原則とされたい。

ただし、本人の希望等により、高額障害福祉サービス等給付費等の実施主体である市町村等の障害福祉担当部局（課）より、受給者本人に対して返還を求めることとしても差し支えない。

【代理受領の流れ（イメージ）】

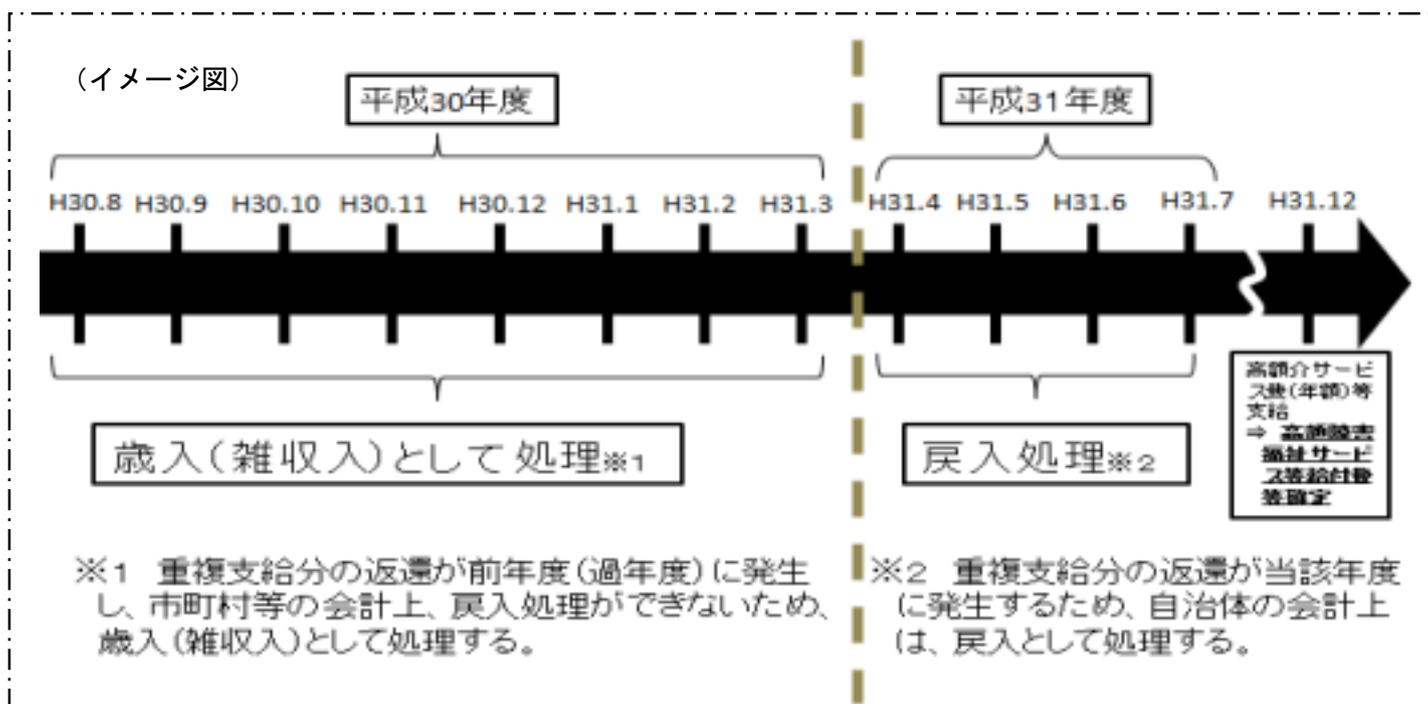


※上記はあくまでもイメージ図であり、市町村等の運用により変更しても差し支えない。

【重複支給分の返還における会計上の取扱いについて】

高額介護（予防）サービス費【年額】等は、前年8月1日から7月31日までの間の利用者負担分を合算して給付費を算定するため、高額障害福祉サービス等給付費等における重複支給に係る金額が確定し、返還処理が可能となるのは、高額介護（予防）サービス費【年額】等の支給額確定後となる。例えば、高額障害福祉サービス等給付費等の支給を平成30年度に行うとすると、返還処理が可能となるのは早くても平成31年度の8月以降となる。

そのため当該返還金については、当該年度分と過年度分の重複支給分をそれぞれ区別して処理を行う必要がある。具体的には、当該年度分については戻入分として処理し、過年度分については歳入（雑収入）として会計処理を行うこと。



【重複支給分に係る国庫負担金との調整について】

各市町村等が支給する高額障害福祉サービス等給付費等は、国庫負担金が含まれることから、重複支給が発生するケースについては、同負担金との調整が必要となる。ただ、上述のとおり、高額障害福祉サービス等給付費等における重複支給に係る金額が確定するのは、同給付費の支給年度の翌年度の8月以降になることから、例年6月に締切が設定されている当該年度分の障害者自立支援給付費等の事業実績報告に反映させることが出来ない。そのため、重複支給による過支給分が発生した際の事業実績報告については、重複支給分の金額が確定した年度の実績に反映させることにする（過誤支給が判明した際の事業実績再報告を行う必要はない。）。